

ID: 41

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	宝積寺タウンセンターの設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成元年条例第33号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用料)</p> <p>第4条 前条第1項ただし書の規定により町長の許可を受けてタウンセンターを利用する者は、別表に定める使用料を納付し、利用券の交付を受けなければならない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日